

●緩和ケア研修会開催指針の変更について（平成 30 年 4 月 1 日施行）

平成 30 年 4 月 1 日施行の新開催指針の変更ポイントは次のとおりです。

○「e-learning」と「集合研修」で構成され、双方の修了をもって緩和ケア研修会の修了となる

○集合研修は 1 日で 5 時間 30 分以上（休憩時間は除く）

○研修内容はがん以外の疾病も想定されている

○研修対象はがん等の診療に携わるすべての医師・歯科医師のほか、これらの医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者とし、すべての受講者に対して厚生労働省健康局長印のある修了証書が発行される